

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成26年9月

令和5年9月改正

令和6年9月改正

瑞穂町

目 次

はじめに	1
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第 4 第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標と、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
第 7 その他	18

はじめに

1 基本構想の目的

本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として定めるもので、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標等について記載するもので、もって町農業の健全な発展に寄与することを目的とするものです。

2 基本構想と関連計画との関係

本構想は、「東京都農業振興基本方針」や「東京農業振興プラン」に即し、町の最上位計画である「第5次瑞穂町長期総合計画」及び「瑞穂町農業振興計画」などの関連計画と連携を図りつつ、その実現を目指すものです。

3 基本構想の期間

本構想の期間は、第5次瑞穂町長期総合計画及び瑞穂町農業振興計画との整合性を踏まえ、令和12年度までとします。

なお、進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこととします。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 瑞穂町の概況及び農業の現状

瑞穂町は東京都心より北西へ約40kmの位置にあり、東は武蔵村山市・埼玉県所沢市、西は青梅市・羽村市、南は福生市、北は埼玉県入間市の6市と接しています。町域は東西約5.8km、南北約6.1kmの逆三角形の形状で面積は16.85km²となっています。東部の狭山丘陵を除きほぼ平坦地で、この地形的特性を活かし、古くより人が住み、農作地帯として開け、農業集落を形成していました。しかし昭和30年代の都営住宅の建設、40年代には西部土地区画整理事業が始まるなど、都市化は進み農地を含む緑は減少しています。

町の南北にはJR八高線および国道16号線、東西を青梅街道・新青梅街道が走り交通の要所になっています。令和6年4月1日現在、住民基本台帳人口は32,102人、世帯数は15,458世帯です。平成17年までは増加してきましたが、近年、微減傾向で推移しています。

瑞穂町の農業は、野菜、茶、花き園芸、畜産などのさまざまな農業が営まれ、新鮮な農畜産物の供給に努めてきました。農畜産物直売所ふれっしゅはうすは、平成5年に現在の場所に新設して以降、生産者の顔が見える身近な直売所として、毎日多くの

新鮮で安全な農畜産物を販売しています。

瑞穂町の令和5年の市街化調整区域は936haであり、その約3分の1にあたる300.8haが農業振興地域に指定され、農用地区域は189.1haであり、農業振興地域の約3分の2を占めています。また、市街化調整区域の大半の農地は農用地区域に指定されています。そのため、市街化調整区域、そして農業振興地域など農地が広がり、農家戸数も多摩地域の中では多い状況にありますが、農業従事者の高齢化や担い手不足から遊休農地や耕作放棄地などの問題も抱えています。

町の農業振興は、平成22年度に策定した「第4次瑞穂町長期総合計画」及び平成26年度に策定した「瑞穂町農業振興基本計画」に基づき、安全で美味しく、新鮮な農作物の供給につとめ、「農と暮らし」のつながりによる農業振興施策及び「人と農」の交流による農業振興施策を展開してきました。その後、これまでの農業振興の取組状況や、農家や消費者のニーズを踏まえ、更なる農業振興を図る必要があるため、令和2年度に「瑞穂町農業振興計画」を策定しました。本計画では、将来像である「みらいへつなぐ みんなで育てるみずほの農業」の実現のため、「生産する～生産と所得が増大するやりのある農業～」、「未来へつなげる～人材を育てる、持続可能な農業～」、「地域と共存する～地域の交流がうまれ、地域とつながる農業～」の3つを基本方針と定め、幅広く施策をすすめてまいります。

2 主な目標

(1) 農家数

令和2年の農家数は338戸（農業センサス）であり、平成22年から約25%減少しています。このままの減少率で推移していくと、令和12年には約250戸程度になる見込みですが、今後、各種補助制度の活用や認定農業者制度の更なる周知などを講じることにより、農家数の減少を約20%にとどめることを目標とし、令和12年末時点の農家数を約270戸と設定します。

(2) 農地面積

令和2年の農地面積は約288.3ha（農業センサス）であり、平成22年から約2%減少しています。このままの減少率で推移していくと、令和12年には約282.5ha程度になる見込みですが、今後、各種補助制度の活用や中間管理事業などの更なる周知などを講じることで、農地面積の減少を約1.5%にとどめることを目標とし、令和12年度末時点の農地面積を約284haと設定します。

(3) 認定農業者の認定数

令和5年度末時点の認定農業者は27経営体（瑞穂町認定及び瑞穂町在住の広域認定）となっています。今後は農家数の減少に伴う認定農業者数の減少はあるものの、認定農業者制度のさらなる周知などを講じることにより、令和12年度末時点の認定農業者数を30経営体（瑞穂町認定及び瑞穂町在住の広域認定）と設定します。

(4) 労働時間と農業所得

労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本にして、パートタイマーを中心とする雇用労働や援農ボランティアなどの活用も考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用や援農ボランティアなどの活用により、主たる従事者1人当たりの年間労働時間を概ね1,800時間と設定します。

農業所得目標は、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、瑞穂町農業振興計画及び東京都農業振興基本方針をもとに、農業の広がりを支える経営モデルは所得目標を300万円、地域の農業を担う経営モデルは所得目標を600万円、瑞穂農業をリードする専門的な経営モデルは所得目標を1,000万円と設定します。

3 農業経営の改善に向けた瑞穂町の取組

瑞穂町は、「瑞穂町農業振興計画」及び基本構想の実現のため、将来の地域農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たって必要な支援を行ってまいります。

(1) 認定農業者への支援

認定農業者に対しては、農業経営改善計画の作成支援やその実現に向けた取組への技術や経営の診断・指導を行うほか、国や東京都と連携し、施設等の整備など経営力強化に対する支援を行います。さらに、農業の主要な担い手となる認定農業者の営農を支援するためにも、町独自の新たな支援策を検討し、導入します。

(2) 農地の保全と担い手の確保

農業者の高齢化や担い手不足により、増えつつある不耕作地や遊休農地については、地域の農業を担う農業者に対し、農地中間管理事業を利用した農地の貸借をすすめることで、遊休農地の解消をはかり、優良農地の保全につとめるとともに、市街化区域内農地の活用方法及び生産緑地制度について研究します。また、新規就農者が地域へ定着し、農業が継続できるよう、支援の充実をはかります。

(3) スマート農業の推進

農業者の高齢化や担い手不足が見込まれる中、生産性を向上させるために有効であるロボット、AI、IoTなどの新たな技術を活用したスマート農業の導入を促進します。また、限られた農地で最大の収益を上げられるよう、東京都が推進する「東京型統合環境制御生産システム（東京フューチャーアグリシステム）」などの先進技術の活用を推進します。

(4) 地産地消の推進

地産地消を推進するため、安全で安心な町内産農畜産物をPRし、町民が町内産農畜産物を購入しやすい環境づくりに努めます。また、町内の飲食店に対して町内産農畜産物についての利用の呼びかけを行うとともに、学校給食の利用拡大へ向けた取組を支援します。また、農畜産物直売所ふれっしゅはうすについては、引き続き地元の安全・安心な農畜産物を購入できる場として保ち、利便性向上のため、直売所機能の充実を図ります。

(5) 労務環境の改善

臨時雇用や援農ボランティアによる労働負担の軽減を図るとともに、農業経営に重要な役割を果たしている女性が共同経営者として活躍できるよう、また、女性も働きやすい職場づくりのために、家族内での役割分担を明確にする家族経営協定の締結や、夫婦連名での認定農業者の申請を促進します。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

今後担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって町の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。東京都農業振興基本方針や瑞穂町長期総合計画や瑞穂町農業振興計画などの数値目標を踏まえ、令和12年度末時点の新規就農者数を21人と設定します。

(2) 青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方

瑞穂町及び周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例を踏まえ、年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、第2の1に示す地域の農業を担う経営モデルの目標の5割程度の農業所得約300万円程度を確保することを目標とします。

(3) 青年等の確保及び経営発展に向けた取組

瑞穂町は、第1の3に掲げる施策のほか、新規就農者の確保を推進するため、就農から経営発展まできめ細やかなサポートを実施する相談機関である農業経営・就農支援センターとの連携を図りながら、新規就農相談機能の充実を図ります。

また、西多摩農業改良普及センター、JAにしたま等と連携して、技術指導及び経営指導を行い、将来的に認定農業者へと誘導していきます。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 経営モデルの設定

瑞穂町は、第1に示したような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農

業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとし、農業者一人ひとりが適切な目標を持って農業経営に取り組めるよう、経営基盤や地域の社会的条件、担い手の年齢などに応じ、農業所得別の主要な経営モデルを設定します。

- (1) 所得目標 1,000 万円：瑞穂農業をリードする専門的な経営モデル
- (2) 所得目標 600 万円：地域の農業を担う経営モデル
- (3) 所得目標 300 万円：農業の広がりを支える経営モデル

また、雇用労働力を導入した大規模な農業経営体や法人などの企業的経営体については、次のモデルを設定します。

- (4) 販売目標 5,000 万円以上：法人など企業的な経営モデル

2 経営モデルの例示

(1) 所得目標 1,000 万円：瑞穂農業をリードする専門的な経営モデル

分類	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人) 雇用	主な品目	主な施設・機械
野菜	施設野菜と露地野菜を組み合わせた直売経営	120 (施設 40) 180	3 + 雇用 1	トマト、キュウリ、スイートコーン、ブロッコリー、ニンジン、キャベツ等	園芸用ハウス、暖房機、予冷庫
野菜	露地野菜と施設野菜の市場出荷や契約出荷を主とした経営	180 (施設 20) 360	3 + 雇用 1	ダイコン、キャベツ、ホウレンソウ、コマツナ、トマト、ブロッコリー等	園芸用ハウス、予冷庫、シーダーマルチャー、移植機、野菜洗浄機
野菜	施設野菜を主とした市場出荷や契約出荷を組み合わせた経営	150 (施設 30) 375	3 + 雇用 1	ホウレンソウ、コマツナ、ミズナ、ニンジン等	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
花き	直売と市場出荷を組み合わせた鉢物経営	45 (施設 45) 90	3 + 雇用 2	シクラメン、ポインセチア等の鉢物類	園芸用ハウス、暖房機、碎土機、ポッティングマシン

分類	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
花き	花壇苗、鉢物類の市場出荷や契約出荷を主とした経営	70 (施設 30) 120	3 + 雇用 2	花壇苗、鉢物類、野菜苗	園芸用ハウス、暖房機、自動かん水装置、播種機、ホイローダー、鉢用土混合機、用土置場
植木	都市緑化に向けた緑化木生産を行う経営	240 (施設 2) 240	3	落葉高木類、低木類全般、中木類全般	育苗ハウス、クレーン付トラック、バックホー
畜産	自給飼料を活用した高能力牛群の飼養と堆肥の生産・販売を行う経営	400 40 頭 (経産牛)	2 + 雇用 0.5	生乳、堆肥	牛舎、自動給餌機、ミルカー、バルククーラー、ふん尿処理施設、ホイローダー、粗飼料栽培機械一式
畜産	酪農と自家製乳製品の直売を組み合わせた経営	50 20 頭 (経産牛)	2 + 雇用 0.5	生乳、乳製品、堆肥	牛舎、ミルカー、バルククーラー、自動給餌機、ふん尿処理施設、ホイローダー、乳加工販売施設
その他	菌床生シイタケを主とした直売経営	30a (土地) 菌床 5,000 床	2	生シイタケ	園芸用ハウス、菌床棚、空調、換気散水

(2) 所得目標 600 万円：地域の農業を担う経営モデル

分類	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	共同直売所や庭先直売、量販店、学校給食など多様な出荷による野菜経営	60 (施設 20) 120	3	トマト、キュウリ、インゲン、葉茎菜類、スイートコーン、ダイコン他	園芸用ハウス、暖房機、予冷库、直売施設

分類	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	施設野菜の直売 や契約出荷を主 とした経営	50 (施設 40) 250	3	トマト、キュウリ、 ホウレンソウ、コマ ツナ、江戸東京野菜 等	園芸用ハウス、 暖房機、予冷库
野菜	露地野菜の市場 出荷を主とした 経営	120 (施設 0) 240	3	キャベツ、ブロッコ リー、ダイコン、ホ ウレンソウ、ニンジ ン等	移植機、予冷 庫、洗浄機
野菜	直売と市場出荷 を組み合わせた 野菜経営	80 (施設 20) 160	3	トマト、キュウリ、 コマツナ、ホウレン ソウ、ダイコン等	園芸用ハウス、 暖房機、予冷 庫、野菜洗浄機
野菜	野菜の直売と農 産物の加工販売 を組み合わせた 経営	80 (施設 20) 120	2 + 雇用 1	トマト、ナス、キュ ウリ、ダイコン、サ トイモ、加工品(菓 子、惣菜)	園芸用ハウス、 暖房機、予冷 庫、加工施設、 販売施設
野菜	農業体験農園と 野菜の直売を主 とした経営	65 (施設 10) 90	3	トマト、キュウリ、 キャベツ、ホウレン ソウ等	園芸用ハウス、 体験農園施設
花き	花き類の直売と 市場出荷を組み 合わせた経営	50 (施設 30) 120	2 + 雇用 1	鉢物類(シクラメン 等)、花壇苗、野菜 苗	園芸用ハウス、 暖房機、自動か ん水装置、培土 消毒器、ホイロ ローダー、 ポットイング マシン、播種機
花き	鉢物類、花壇苗 の市場出荷を主 とした経営	80 (施設 20) 160	2 + 雇用 0.5	鉢物類、花壇苗	園芸用ハウス、 暖房機、自動か ん水装置、培土 消毒機、ホイロ ローダー、ポッ ティングマシ ン、播種機

分類	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
果樹	ナシ、ブドウを主とした果樹経営	80 (施設 0) 80	2 + 雇用 0.5	ナシ、ブドウ、キウイフルーツ	スピードスプレーヤー、スイングスプリンクラー、果樹棚、防葉シャッター、根圏制御栽培システム
果樹	果樹の観光摘み取り園を主とした経営	80 (施設 0) 80	2 + 雇用 0.5	ナシ、ブドウ、ブルーベリー	スピードスプレーヤー、かん水設備、果樹棚、防鳥網、直売施設
植木	緑化木生産を主とした植木経営	300 (施設 6) 300	2.5	落葉高木類、低木類全般、中木類全般	園芸用ハウス、クレーン付トラック
畜産	黒毛和種の肥育を主とした経営	100 50 頭 (肥育牛、繁殖牛)	2	肉用牛、堆肥	牛舎、ふん尿処理施設、ホイローラー
茶	小売り販売を主とした生葉・製茶の一貫経営	150 (施設 0) 150	2	茶	乗用摘採機、防霜ファン、製茶機器、販売施設

(3) 所得目標 300 万円：農業の広がりを支える経営モデル

分類	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	共同直売所や庭先直売、量販店、学校給食など多様な出荷による野菜経営	60 (施設 5) 100	2	トマト、キュウリ、コマツナ、カブ、ブロッコリー、キャベツ、江戸東京野菜等	園芸用ハウス、予冷庫

分類	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	野菜の直売と農産物の加工販売を組み合わせた経営	50 (施設 10) 80	2.5	スイートコーン、ダイコン、サトイモ、加工品(菓子、惣菜)	園芸用ハウス、加工施設、予冷库
野菜	多品目野菜の直売と観光農園を組み合わせた経営	50 (施設 10) 70	2.5	トマト、キュウリ、コマツナ、ホウレンソウ等、ブルーベリー	園芸用ハウス、直売施設
花き	花壇苗・鉢物類を主とした市場出荷経営	40 (施設 10) 80	2	花壇苗、鉢物類	園芸用ハウス、自動かん水装置、ホイールローダー、播種機
果樹	ナシ、ブドウを主とした果樹経営	30 (施設 0) 30	2 + 雇用 0.5	ナシ、ブドウ、キウイフルーツ、カキ	スピードスプレーヤー、果樹棚、かん水施設、直売施設、防薬シャッター
果樹	ブルーベリーの摘み取りと直売を主とした果樹経営	40 (施設 0) 40	2	ブルーベリー	防鳥網、直売施設
植木	緑化木生産を主とした植木経営	100 (施設 5) 100	1.5	落葉高木類、低木類全般、中木類全般	園芸用ハウス、クレーン付トラック
作物	ソバ、コムギ、ダイズ等の生産、加工、販売経営	60 (施設 0) 90	2	ソバ、コムギ、ダイズ	コンバイン、加工施設、食体験施設

(4) 販売目標 5,000 万円以上：法人など企業的な経営モデル

分類	営農モデル	経営耕地 (a) (施設面積 (a)) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
野菜	コマツナ等、水耕葉物野菜の高度集約経営	40 (施設 40) 480	3 + 雇用 4	コマツナ、サラダ菜、ミニセロリ等	園芸用ハウス、水耕施設、調整・梱包施設、予冷庫
野菜	施設野菜と露地野菜を組み合わせた市場出荷経営	250 (施設 60) 650	6 + 雇用 7	コカブ、ホウレンソウ、ミズナ、サトイモ、ニンジン	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機、かん水用井戸
畜産	搾乳ロボットを取り入れた酪農経営	300 100 頭 (経産牛)	3 + 雇用 2	生乳、堆肥	牛舎、搾乳ロボット、バルククーラー、TMR 給餌機、ふん尿処理施設

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が第1の4(2)に示したような目標を可能とする経営モデルについては、「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営指標」に示す目標とすべき所得が300万円のモデルとします。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

瑞穂町の野菜や特産品であるシクラメンや茶などの農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、西多摩農業改良普及センター、JAにしたま等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組みます。

加えて、瑞穂町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

2 瑞穂町が主体的に行う取組

瑞穂町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センター、西多摩農業改良普及センター、JAにしたま等と連携して、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保などの必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

瑞穂町は、東京都、農業委員会、JAにしたま、農業経営・就農支援センターなどの関係機関と連携しつつ、瑞穂町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

- ① 東京都農業会議、東京都農地中間管理機構、瑞穂町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。
- ② 地域計画の作成区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、JAにしたま等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がい

ない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、東京都農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標と、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次のとおりとなります。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
15.8%	

認定農業者の町内の平均経営面積（1.5ha）を元に、令和12年度末時点の認定農業者等（30経営体）の経営面積を推計すると、45haとなります。

この推計と令和12年度末の町内の農地面積（284ha）の推計を元に、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標を設定します。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

瑞穂町、瑞穂町農業委員会、東京都農地中間管理機構、JAにしたま等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、農用地の集約化等を進めるとともに、認定農業者等担い手への農用地の集積を加速します。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

瑞穂町は、東京都農業振興基本方針第6章「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、瑞穂町農業の地域特性、即ち、

複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

瑞穂町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行います。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準、その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- 4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

更に、瑞穂町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

各個別事業ごとには次のとおりです。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催に当たっては、瑞穂町広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図るとともに、参加者については、農業者、瑞穂町、農業委員、農地利用最適化推進委員、JAにしたま、東京都農地中間管理機構、土地改良区、東京都、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を瑞穂町産業経済課に設置します。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。

瑞穂町は、地域計画の策定に当たって、東京都・瑞穂町農業委員会・東京都農地中間管理機構・JAにしたま・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

瑞穂町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進します。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めます。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにします。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を瑞穂町に提出して、農用地利用規程について瑞穂町の認定を受けることができます。

② 瑞穂町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資す

るものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 瑞穂町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を瑞穂町の掲示板への提示により公告します。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限ります。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 瑞穂町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をします。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用

地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなしません。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができます。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施します。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めます。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 瑞穂町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。

② 瑞穂町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、瑞穂町地域農政推進協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

瑞穂町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委

託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めます。

(3) 農作業の受委託を促進するための環境整備

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ります。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

瑞穂町は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、その他の関連施策との連携に配慮します。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

瑞穂町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2及び第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、瑞穂町地域農政推進協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、瑞穂町は、このような協力の推進に配慮します。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

なお、瑞穂町農業振興計画（令和3年3月）のうち、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に関わる部分については、本構想に読み替えるものとします。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

2 この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。

附則

3 この基本構想は、令和6年9月30日から施行する。